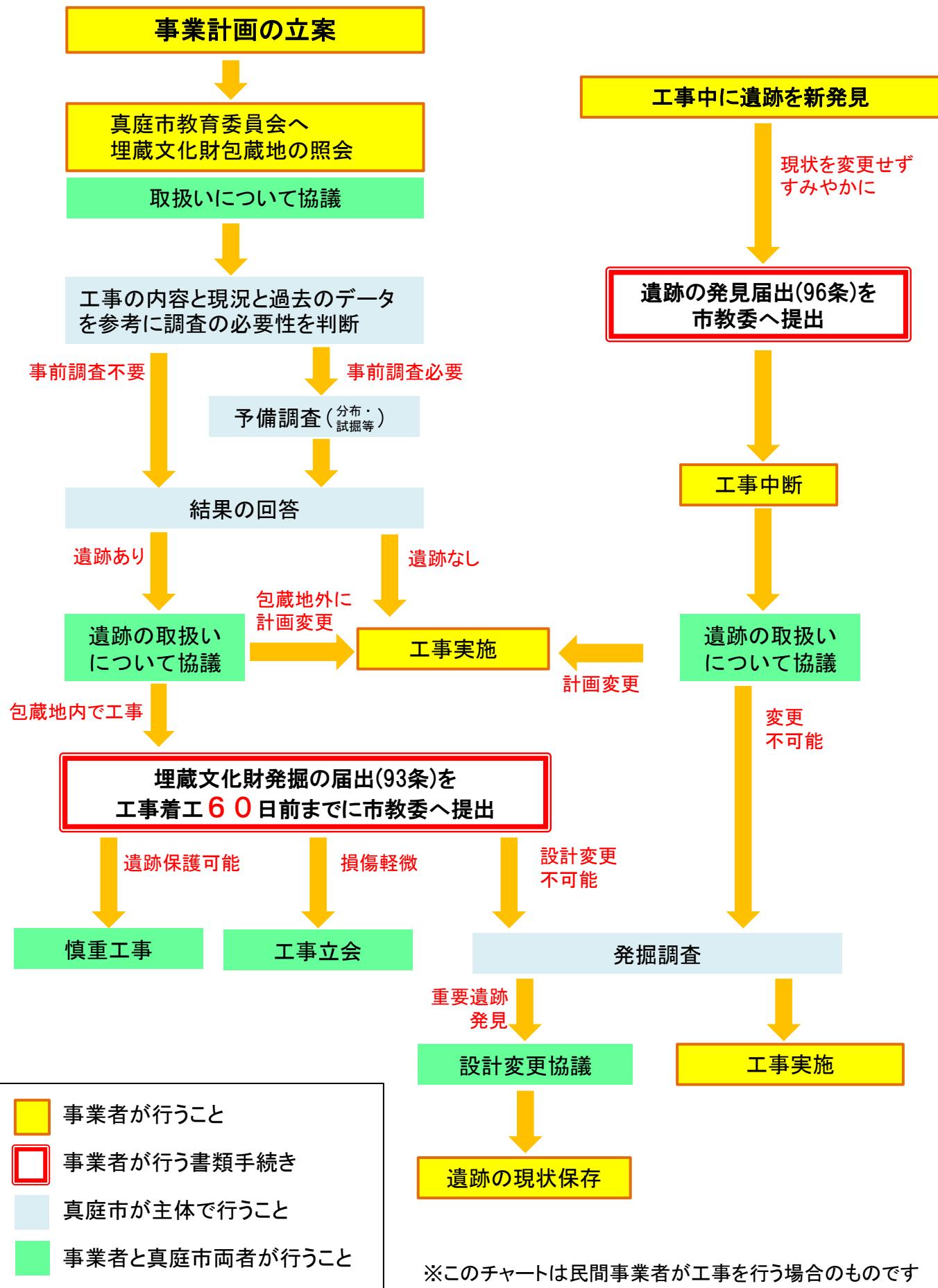


埋蔵文化財の取扱いの流れ



フロー図中の各手続きの留意点

工事に伴い、地面を掘ったり、削ったりする場合、地中の埋蔵文化財を破壊してしまう可能性があります。そこで、埋蔵文化財を保護し、円滑に工事を行うため、埋蔵文化財包蔵地の確認と、場合によっては取扱い等の協議や調査が必要になります。なるべく早い段階でのご確認・申請をお願いします。

①埋蔵文化財包蔵地の照会

真庭市内で土地の掘削等を伴う工事を計画する場合は、工事の種別や規模の大小に関わらず、なるべく早い時期に、予定地内の史跡・埋蔵文化財の有無やその取扱いについて、【埋蔵文化財包蔵地確認依頼書】により、真庭市教育委員会生涯学習課へ照会・確認ください。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、

岡山県のホームページ「おかやま全県統合型G I S」

(<http://www.gis.pref.okayama.jp>) 内の

文化財情報「埋蔵文化財（遺跡）」でも検索できます。



「おかやま全県統合型G I S」画面
(網掛けが埋蔵文化財包蔵地)

ただし、掲載されていない新たな遺跡等もありますので、工事計画の際、最新の情報が必要な場合は、確認依頼書により教育委員会までお問い合わせください。

・教育委員会では、これまでに蓄積された遺跡情報や必要に応じて予備調査（現地での遺物・遺構の分布確認や遺跡の有無を判断する部分的な試掘調査）を行い、埋蔵文化財包蔵地の有無について回答します。

②土木工事（埋蔵文化財の発掘）の届出

照会の結果、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当する場所で、民間の事業者が土木工事を行う場合、工事着工する60日前までに届け出ることが文化財保護法で義務付けられています。

また、遺跡の保存のため、工事設計に関して事業者と市教育委員会で協議を行います。保存方法は遺跡の状況や工事計画に応じて、事業者と協議しながら決めていきますが、やむを得ず遺跡が失われる場合は、工事着工前に記録保存を行うことになります。

③記録保存に伴う調査と対応

工事の計画や遺跡の状況によって、以下の調査方法があります。

慎重工事

既に過去の工事等で遺跡が破壊されている場合、予備調査の結果何も確認できなかった場合などは、慎重に工事を実施するようお願いします。

なお、工事中に埋蔵文化財を発見したときは、現状を維持し、すみやかに教育委員会までご連絡ください。

工事立会

遺跡に与える影響が軽微と判断できる場合は、基礎工事等の際に担当職員が立ち会います。

着工1週間前までに工事の日程をご連絡ください。

また、工事の日程などに変更のあった場合は連絡に漏れのないよう十分注意ください。

発掘調査

事業計画から埋蔵文化財の保護が困難な場合、発掘調査による遺跡の状況確認が必要になります。遺跡の状況によっては、遺跡が破壊される範囲を対象に本格的な発掘調査を行い、記録保存を実施します。

期間・費用については、十分な協議のうえで実施しますので、ご協力をお願いします。

調査終了を県教育委員会が確認した後に、工事の着工となります。

なお、重要遺構などが発見された場合、保存措置について別途協議を行う可能性があります。

- ※ 調査を実施した場合以外で着工後に埋蔵文化財を発見した場合は、すみやかに教育委員会まで連絡ください(文化財保護法 96条)。場合によっては、設計変更協議等のご対応をお願いすることができます。
- ※ 出土品は、大切な文化財であり後世に残していくため、所有の権利を放棄する手続きを行ったうえで、教育委員会で保管・活用しますので、ご理解とご協力をお願いします。